

第四十六回 参議院商工委員会會議録第二十七号

昭和三十九年五月十四日(木曜日)

午後零時二分開会

委員の異動

五月七日 補欠選任

鈴木 一弘君 柏原 ヤス君

五月八日 補欠選任

柏原 ヤス君 鈴木 一弘君

五月十一日 補欠選任

田畑 金光君 向井 長年君

五月十三日 補欠選任

向井 長年君 田畑 金光君

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君

理事 赤間 文三君

委員 上原 正吉君

近藤 信一君

田畑 金光君

川上 為治君

樋木 亨弘君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

大矢 正君

中田 吉雄君

鈴木 一弘君

通商産業大臣 福田 一君

第九部 商工委員会會議録第二十七号

昭和三十九年五月十四日【参議院】

政府委員

通商産業 竹下 登君

政務次官 磯野 太郎君

通商産業省 磯野 太郎君

織維局長 磯野 太郎君

事務局側 磯野 太郎君

常任委員 小田橋貞壽君

会専門員 小田橋貞壽君

理事の補欠互選の件

織維工業設備等臨時措置法案内閣

提出、衆議院送付)

○中小企業団体の組織に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣送付、

予備審査)

○委員長(前田久吉君) ただいまから

商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会

の協議事項について御報告いたします。

本日は、まず、欠員中の理事の互選

を行ない、中小企業団体の組織に関す

る法律の一部を改正する法律案の提案

理由の説明を聴取し、織維工業設備等

臨時措置法案の提案理由の説明及び補

足説明を聴取することとなりましたか

ら、御承知を願います。

○委員長(前田久吉君) 次に、委員の

異動について御報告いたします。

五月十一日田畑金光君が委員を辞任

され、その補欠として向井長年君が選

任され、昨日、向井長年君が委員を辞

任され、その補欠として田畑金光君が

選任されました。

○委員長(前田久吉君) 次に、理事の

補欠選挙を行ないました。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員

になっておりますので、その互選を行

ないで、委員長にその指名を御一任願

いと存じますが、御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと

認め、田畑金光君を理事に指名いたし

ます。

○委員長(前田久吉君) 次に、五月八

日予備審査のため本委員会に付託され

ました中小企業団体の組織に関する法

律の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

政府から提案理由の説明を聴取いた

します。竹下政務次官。

○政府委員(竹下登君) 中小企業団体

の組織に関する法律の一部を改正する

法律案につきまして、その提案の理由

及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、中小企業基本法は

その第十九条におきまして、国は中小

企業者以外の者の事業活動による中小

企業者の利益の不当な侵害を防止し、

中小企業の事業活動の機会の適正な確

保をはかるため、紛争処理のための機

構の整備等必要な施策を講ずるものと

規定しております。大企業と中小企業

との事業活動の調整に関しましては、

現在すでに百貨店法、小売商業調整特

別措置法などがありましておのおのそ

の機能を果たしているわけでありませ

が、今後貿易の自由化や技術革新の進

展に伴って、ますます増大することが

予想される大企業の進出に対処して、

必要な事業活動の調整を行なって中

企業の事業活動の機会の適正な確保を

はかるためには、既存の法制のみでは

決して十分であるとは言いがたいのが

実情であります。このため政府におき

ましては、中小企業政策審議会の意見

も徴して、この問題について検討を重

ねてきたのでありますが、その結果、

次の措置をとることが必要であるとの

結論に達したのであります。

すなわち、大企業の進出によって多

数の中小企業に重大な悪影響を与える

おそれのある場合においては、中小企

業者が経営の合理化等必要な体質改善

を行なうまでの間、緊急避難的に大企

業の進出について一定の調整を行な

う、調整は中小企業を代表する団体が

その大企業と自主的に交渉することに

よって行なうこととし、政府はこの交

渉について必要なあっせんまたは調停

を行なうというのがその内容でありま

す。中小企業に関する団体といたしま

しては、各種の組合制度があるわけで

ありますが、これらの中でその業種に

属する中小企業者を代表する団体とし

て考えられますのは商工組合でありま

す。かように考えまして、さきに申し

上げた措置を法制化するため、商工組

合の根拠法律であります中小企業団体

の組織に関する法律を改正するこの法

律案をここに提出することとした次第

であります。

次に本改正案の内容につきまして、

その概略を申し上げます。

第一は、一定の要件を備えた商工組

合は、その商工組合の資格事業として

いる業種に大企業が進出することが中

小企業の経営の安定に重大な悪影響を

及ぼすおそれがあると認めるときは、

その大企業と事業活動を調整するため

に必要な契約を締結することができる

こととしたのであります。この法律

案ではこの契約のことを特殊契約と呼

んでおります。この特殊契約は主務大

臣の認可制いたしましたので、その認可

に際してその契約がその事態に対処す

るための必要最少限のものであるか

いかな、消費者等の利益を不当に害す

ものではないかなどを審査することと

しております。なお、認可を受けた特

殊契約は私的独占禁止法の適用除外と

することとなっております。

第二は、交渉が円滑に行なわれるよ

う契約の相手方たる大企業に交渉の応

諾義務を課するとともに、当事者から

申し立てのあった場合には、主務大臣

は中小企業調停審議会の意見を聞いて

、あっせんまたは調停を行なうこと

としたのであります。

第三は、中小企業調停審議会に専門

委員を置くとともに、関係行政機関に

対し資料の提出等その協力を求めるこ

とができるようにいたしまして、紛争

処理機構としての審議会の整備強化を

はかったことのであります。

以上がこの法律案を提出する理由及び法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、五月十二日、衆議院から送付され、本委員会に付託されました繊維工業設備等臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。竹下政務次官。

○政府委員(竹下登君) たいま上提されました繊維工業設備臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国繊維産業を取り巻く内外の環境は、近年著しい変化を示しつつあります。すなわち、国内におきましては、開放経済体制への移行に伴い、繊維工業も従来のような閉鎖的な規制体制をこれ以上続けることが許されなくなつてまいりました。はもろろん、最近、合成繊維の発達に伴い、複合繊維が急速に増加し、さらに労働需給の変化により、労働集約的産業としての強みも次第に弱まる傾向を示しております。他方、海外におきまして、諸外国のわが国繊維品に対する輸入制限は、一段と強化され、さらには、新興諸国の繊維産業の発展に伴い、その国際競争は、ますます激化しつつある現状にあります。

態が著しくなり、これに対処し、繊維製品の輸出の正常な発展に寄与するため、昭和三十一年に現行繊維工業設備臨時措置法の制定をみたのであります。自來、同法により、過剰設備の格納などの規制を行なつてまいりました。が、生産能力の向上等もあって、立法当初にこの法律の意図した過剰設備の消滅は必ずしも十分に進展せず、かえって、過剰設備状態は今や慢性化し、多年にわたる高率操短を余儀なくされるなど、構造的な問題となりつつあります。これに加え、現行法の細分化された精紡機の登録区分は、近時の複合繊維の実態から遊離し、ために繊維工業の合理化は著しく阻害される状況となつております。

このような状況に対し、昭和三十六年秋以来、繊維工業設備審議会におきまして、わが国繊維工業の進むべき方向につき、各界の有識者により慎重審議を重ねられた結果、昨年七月にその答申を得たのであります。政府といたしましては、その答申の趣旨に従い、さらに検討を重ねました結果、現行繊維工業設備臨時措置法を廃止し、これにかわるものとして、ここに繊維工業設備等臨時措置法案を作成し、提案することとなつた次第であります。

本法案の企図するところは、わが国繊維産業を今後とも輸出産業として確立していくために、企業の自由な創意の發揮し得る基盤を造成することにあります。そのため、現存する過剰設備をすみやかに廃棄し、繊維工業全体として適正な設備規模とするともに、複合繊維時代において、非現実的なものとなつて非弾力的な登録区分を改めることが要請されるのであります。

以上のような趣旨に基づき提案いたしました本法律案の概要を次に御説明いたします。

第一は、紡績業における過剰設備の廃棄を促進するため、現存する過剰精紡機を共同行為によりすべて格納し、今後の糸の需要増加に際する精紡機の新増設及び格納の解除を、この格納精紡機の一定比率による廃棄を条件として認めることとしたのであります。この共同行為につきましては、独占禁止法の適用除外とすることとなっております。なお、この過剰設備の廃棄につきましては、これを間接的に促進するとともに、企業の国際競争力を強化するため、日本開発銀行及び中小企業金融公庫を通ずる財政投融资による資金の援助を講ずることといたしてあります。

第二は、精紡機及び幅出機につきまして、その設置を制限することであり、すなわち、過剰設備の廃棄を促進するために、精紡機及び幅出機について原則として新設を禁止するものと、登録を受けたものでなければ設置してはならないものとしたこととあります。

第三は、精紡機及び幅出機につきまして、その使用の制限を緩和することとあります。すなわち、合成繊維の発達に伴う複合繊維の急速な増加などに対処するため、非弾力的な現行の登録区分を大幅に緩和することとしたのであります。

第四は、この法律案は四年間の限時法とし、過剰設備の廃棄は、当初の三年間に行なわねることとしたし、自由競争体制への移行を無用の混乱を避けつつ、漸進的に行なわねることとしたのであります。

以上御説明申し上げましたように、繊維工業の現状にかんがみまして、繊維工業の合理化をはかり、また輸出の正常な発展に寄与するため、過剰精紡機の廃棄の促進等に必要措置を講ずることが、本法律案をここに提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

次に、政府委員から補足説明を聴取いたします。磯野繊維局長。

○政府委員(磯野太郎君) 提案理由及び概要につきまして、説明のあつた繊維工業設備等臨時措置法案について、さらに条文に沿つて補足的に御説明申し上げます。

第一に目的でございますが、この法律の目的は、第一条に規定されておりますとおり、主要な繊維工業設備である精紡機及び幅出機に対し、その設置及び使用を規制し、また、過剰精紡機の廃棄の促進等に必要措置等を講ずることによりまして、繊維工業の合理化をはかるとともに、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与することを目的といたしてあります。

第二章以下は、この目的を達成するための具体的な方法について規定いたしております。第二章は設備の設置及び使用の規制、第三章は精紡機の使用の停止、第四章は繊維工業審議会について規定し、第五章、第六章はこれらに関連した事項を規定しております。以下章の順序に従つて、御説明申し上げます。

第二章は、設置及び使用の制限であります。この法案におきましては、現行法と同様設備の登録制を採用し、無登録設備を設置することを原則として禁止することとしております。第三条から第五条までは登録の効力に関する規定であります。第三条で設置を制限することとしたのは、一方、過剰設備の自主的廃棄を行なわせることとしていたため、他方で設備の設置を自由にしては、現行法下の経験にかんがみてもなく廃棄の目的を達成しがたいと考えたためであります。なお、設置を制限したことと関連して、従来の合法的無登録設備につきましては、附則第五条の経過措置によりまして、新たに登録を行ない、現行法のもとで認められている範囲の糸または生地製造または加工を認めることとしてあります。

次に、登録区分の簡素化でございますが、第四条は、登録の区分、第五条は区分外の使用の禁止を規定したものであります。現行法の登録区分が精紡機については十区分、幅出機については三つの区分に細分されておりますが、最近の合成繊維の発達に伴う複合繊維の急速な増加により、必ずしも紡績の実態に適合しなくなつておりますので、この非弾力的な登録区分を大

幅に緩和いたしましたして、精紡機につきましては従来の十区分を三区分に統合し、新しく法の対象とした一区分、これは自由糸でございますが、を加えた四区分とするものと、混紡糸は、登録区分簡素化の趣旨にかんがみ、第一区分から第三区分までのどの区分においても自由に紡出し得ることとし、幅出機につきましては、従来の三区分を廃止し、新しく規制対象とした一区分、レース、フェルト等でございますが、この区分と合わせて計二区分としております。なお、法律施行後の四年目には、さらに登録区分を簡素化して、自由競争体制へ段階的に移行することを考えております。

次に、新規登録と過剰精紡機の廃棄の問題でございますが、第六条、第七条は、本法案のもとにおける新規登録に関する規定であります。この規定は、第二十一条命令のかりました過剰精紡機の廃棄を条件といたしまして、その設備能力の一定範囲内で、精紡機の新規登録を認める等の仕組みにより、今後の需要増加に対応するとともに、過剰精紡機の廃棄を促進しようとするものであります。第八条、第九条の変更登録に関する規定、第十条から第十二条までの需給逼迫の場合における新規登録の規定においても、新規登録または変更登録は、過剰精紡機等の廃棄を条件としており、この法案におきましては、これらの規定によりまして過剰精紡機の廃棄を自主的にこなわしめることとしております。

次に、第三章の精紡機の使用の停止に関する規定でございます。現在、綿紡、スフ紡及び梳毛紡においては、過

剰精紡機があるため、操短を実施しておりますが、この法案におきましては、施行と同時にその時点における過剰な精紡機を三年間使用停止することとしております。過剰な精紡機の使用停止は、第一条に掲げられている「過剰精紡機の廃棄の促進等に必要措置」のうち最も重要な措置でありまして、第十七条は、使用停止に関する共同行為の実施を指示する旨の規定であります。すなわち、第十七条に規定するように精紡機の数が過大であるため、その廃棄を促進することが繊維工業の合理化に必要と認めるときは、法施行時における過剰な精紡機の使用を停止する共同行為の実施を通商産業大臣は指示できるものであります。この指示は、現行法の操短の指示とは全く異なり、法施行時に一度だけ出すものであります。この指示に基づいて共同行為が実施された後は、その後の需要増加等により必要となる精紡機は、この共同行為によつて使用を停止された精紡機を廃棄したときに、それに一定比率（〇・五）を乗じて得た数の精紡機を新設し、または使用停止の解除をすることによつて充足されるわけで、これにより過剰な精紡機の廃棄が促進されることとなるのであります。

第十七条の使用停止に関する共同行為だけでは十分にその目的を達し得ない場合において、通商産業大臣は、第二十一条の使用停止の命令を出し得ることとしております。この命令はいわゆる員外者以外の者にも出し得る点で効力は広く、さらに同条第二項により使用停止命令の直接の対象者以外にも及ぶこととなるので、一般命令的な効

果を持つものであります。なお、過剰精紡機の使用の停止と廃棄は、法施行の当初三年間に行なうこととし、最後の一年間は設置規制のみを継続し、繊維工業の体質改善のためのアフター・ケアのための期間としております。また、この過剰設備の廃棄については、これを間接的に促進するとともに、企業の国際競争力を強化するために、日本開発銀行及び中小企業金融公庫を通ずる財政投融資による資金的援助を講ずることとしております。

次に、輸出秩序の問題でございますが、繊維産業は、輸出に依存して発展してきた産業であり、最近における各国の輸入制限の動きからみて、今後秩序ある輸出が特に望まれておりますので、生産体制が自由化される本法施行後におきまして、万一需給が混乱し、輸出に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、第四十条の規定によりまして、生産業者に対し必要な勧告をすることができるといたしてしております。

最後に、法律の期限でございますが、この法律の期限につきましては、附則第二条の規定により、法律施行後四年間この法律は自動的に失効することといたしてあります。

本法案の内容の主要な点につきましては、以上御説明申し上げたとおりでございます。

○委員長(前田久吉君) 以上で、補足説明は終了いたしました。本日はこれをもちて散会いたします。

午後零時二十一分散会

五月七日予備審査のため、本委員会に

左の案件を付託された。

一、繊維工業設備等臨時措置法案

繊維工業設備等臨時措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 設置及び使用の制限(第三条―第十六条)
- 第三章 精紡機の使用の停止(第十七条―第二十六条)
- 第四章 繊維工業審議会(第二十七条―第三十四条)
- 第五章 雑則(第三十五条―第四十五条)
- 第六章 罰則(第四十六条―第五十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、繊維工業設備の設置及び使用を規制し、並びに過剰精紡機の廃棄の促進等に必要措置を講ずることにより、繊維工業法の合理化を図るとともに、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「精紡機」とは、リング精紡機、キャップ精紡機、フライヤー精紡機、ミュール精紡機及びポット精紡機をいい、黄麻精紡機及び無機質繊維精紡機を除く。

2 この法律において「幅出機」とは、クリップ式幅出機、ピン式幅出機(台型)のものを除く。クリップ式幅出機、ピン式幅出機及びビン式幅出乾燥機をいい、通商産業省令で

定める部分の長さが十三センチメートル未満のものを除く。

第二章 設置及び使用の制限(設置の制限)

第三条 精紡機又は幅出機は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、設置してはならない。ただし、通商産業省令で定めるところにより精紡機若しくは糸又は幅出機若しくは生地試験又は研究の用に供するため精紡機又は幅出機を設置する場合は、この限りでない。

(登録の区分)

第四条 前条の登録は、精紡機にあつてはこの法律の施行の日から三年を経過する日までは別表第一に掲げる精紡機の区分、その日以後は別表第二に掲げる精紡機の区分により、幅出機にあつては別表第三に掲げる幅出機の区分により行なう。

2 同一の精紡機又は幅出機については、前項の規定による登録の区分(以下単に「登録の区分」という。)の二以上について前条の登録を受けることができない。

3 この法律の施行の日から三年を経過した日において、別表第一第一号から第三号までに掲げる登録の区分により前条の登録を受けている精紡機は、その日以後は、別表第二第一号に掲げる登録の区分により、別表第一第四号に掲げる登録の区分により同条の登録を受けている精紡機は、その日以後は、別表第二第二号に掲げる登録の区分により同条の登録を受けたものとみなす。

(使用の制限)

第五条 第三条の登録を受けた精紡機は、その精紡機の登録の区分に係る糸以外の糸の製造の用に供してはならない。ただし、精紡機又は糸の試験又は研究の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第三条の登録を受けた幅出機は、その幅出機の登録の区分に係る生地以外の生地の精練、漂白、染色又は整理(以下「加工」と総称する。)の用に供してはならない。ただし、幅出機又は生地の試験又は研究の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(登録の申請)

第六条 第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 精紡機又は幅出機の種類及び型式並びに精紡機にあつては鍾の数、幅出機にあつては通商産業省令で定める部分の長さ(以下「働き長さ」という。)
- 二 登録の区分
- 三 氏名又は名称及び住所
- 四 精紡機又は幅出機の設置の場所
- 五 精紡機又は幅出機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機又は幅出機に代える場合は、当該届出に係る精紡機又は幅出機の従前の登録番号

(登録の基準等)

第七条 通商産業大臣は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請が次の各号の一に適合しているとき、登録をしなければならない。

- 一 精紡機又は幅出機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機(第二十一条第一項の規定による命令により糸の製造の用に供することを停止されたもの(以下「過剰精紡機」という。))を除く。又は幅出機に代える場合(幅出機にあつては、当該届出に係る幅出機と同一の種類の幅出機をもつて当該届出に係る幅出機に代える場合に限る。))において、当該精紡機又は幅出機の鍾の数又は働き長さが当該届出に係る精紡機又は幅出機の鍾の数又は働き長さの範囲内であり、かつ、当該精紡機又は幅出機について受けようとする登録の区分が当該届出に係る精紡機又は幅出機の従前の登録の区分と同一であるとき。
- 二 精紡機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る過剰精紡機に代える場合において、当該精紡機の鍾の数が当該届出に係る過剰精紡機の鍾の数に政令で定める比率を乗じて得た鍾の数の範囲内であり、かつ、当該精紡機について受けようとする登録の区分が当該届出に係る過剰精紡機の従前の登録の区分と同一であるとき。
- 三 精紡機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る過剰

精紡機であつて別表第一第二号及び第三号に掲げる登録の区分に係るものに代える場合において、当該精紡機の鍾の数が当該届出に係る過剰精紡機であつて別表第二号及び第三号に掲げる登録の区分に係るもの鍾の数に前号の政令で定める比率を乗じて得た鍾の数の範囲内であり、かつ、当該精紡機について受けようとする登録の区分が同表第一号に掲げる登録の区分であるとき。

四 幅出機が別表第三第二号に掲げる登録の区分に係るものであるとき。

2 前項第一号から第三号までに規定する第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機又は幅出機の鍾の数又は働き長さの計算の方法は、通商産業省令で定める。

3 第一項第一号の規定の適用については、クリップ式幅出機とピン式幅出機と、クリップ式幅出乾燥機とピン式幅出乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

4 通商産業大臣は、第一項第二号の政令の立案をするには、この法律の施行の際現に旧繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十号)第二条第一項の登録を受けている精紡機の鍾の数並びに昭和三十九年度及び昭和四十三年度における繊維製品の需給状況に基づいて算定される当該各年度において必要となるべき精紡機の鍾の数を勘案し、かつ、繊維工業審議会の意見をきいてしなければならない。

(変更登録の申請)

第八条 第三条の登録を受けた者は、その登録を受けた精紡機又は幅出機の登録の区分の変更の登録(以下「変更登録」という。)を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 精紡機又は幅出機の変更前の登録の区分及び登録番号並びに精紡機にあつては鍾の数、幅出機にあつては種類及び働き長さ
- 二 変更後の登録の区分
- 三 第六条第五号に掲げる事項(変更登録の基準)
- 第九条 通商産業大臣は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請が次の各号の一に適合しているとき、変更登録をしなければならない。
- 一 精紡機又は幅出機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機(過剰精紡機を除く。))又は幅出機に代える場合(幅出機にあつては、当該届出に係る幅出機と同一の種類の幅出機をもつて当該届出に係る幅出機に代える場合に限る。))において、当該精紡機又は幅出機の鍾の数又は働き長さが当該届出に係る精紡機又は幅出機の鍾の数又は働き長さの範囲内であり、かつ、当該精紡機又は幅出機について受けようとする登録の区分が当該届出に係る精紡機又は幅出機の従前の登録の区分と同一の区分に変更するときは、
- 二 精紡機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る過剰

精紡機に代える場合において、当該精紡機の鍾の数が当該届出に係る過剰精紡機の鍾の数に第七条第一項第二号の政令で定める比率を乗じて得た鍾の数の範囲内であり、かつ、当該精紡機の登録の区分を当該届出に係る過剰精紡機の従前の登録の区分と同一の区分に変更するときは、

三 精紡機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る過剰精紡機であつて別表第一第二号及び第三号に掲げる登録の区分に係るものに代える場合において、当該精紡機の鍾の数が当該届出に係る過剰精紡機であつて別表第二号及び第三号に掲げる登録の区分に係るもの鍾の数に前号の政令で定める比率を乗じて得た鍾の数の範囲内であり、かつ、当該精紡機の登録の区分を同表第一号に掲げる登録の区分に変更するときは、

四 一の登録の区分に係る精紡機(過剰精紡機を除く。以下この号において同じ。))又は幅出機の登録の区分を他の登録の区分に変更し、同時に、当該他の登録の区分に係る精紡機又は幅出機(当該一の登録の区分に係る幅出機と同一の種類のものに限る。))を当該一の登録の区分に変更する場合であつて、その変更に係る精紡機又は幅出機の鍾の数又は働き長さが等しいとき。

2 前項第一号から第三号までに規定する第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機又は幅出機の

錘の数又は働き長さの計算の方法は、第七條第二項の通商産業省令で定めるところによる。

3 第七條第三項の規定は、第一項第一号及び第四号の規定を適用する場合に準用する。

(糸の製造の能力の不足の場合における登録等)

第十條 通商産業大臣は、一の登録の区分に係る糸の製造の能力が著しく不足し、又は不足するおそれがあると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、当該登録の区分に係る糸の需給状況及び当該登録の区分に係る第三條の登録を受けた精紡機の錘の数に基づき、当該登録の区分について、第十五條第二項の規定による届出に係る過剰精紡機の錘の数の第七條第一項第二号の政令で定める比率を乗じて得た錘の数の範囲内で精紡機をもつて当該届出に係る過剰精紡機に代える場合に第三條の登録又は第八條の変更登録を受けることができる精紡機の錘の数を定め、これを公告しなければならぬ。

2 前項の規定による公告においては、次條の申請書を提出すべき期間として十日以上の期間を定め、おこななければならない。

第十條 前條第一項の規定による公告があつた場合において、第三條の登録を受けようとする者は第六條各号に掲げる事項を記載した申請書、第八條の変更登録を受けようとする者は同条各号に掲げる事項を記載した申請書を、前條第二項の期間内に、通商産業大臣に

提出しなければならない。

第十二條 通商産業大臣は、前條の申請書を受理した場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときは、登録又は変更登録をしなければならない。

一 精紡機をもつて第十五條第二項の規定による届出に係る過剰精紡機に代える場合において、当該精紡機の錘の数が当該届出に係る過剰精紡機の錘の数の第七條第一項第二号の政令で定める比率を乗じて得た錘の数の範囲内であるとき。

二 精紡機をもつて第十五條第二項の規定による届出に係る過剰精紡機に代える場合において、当該精紡機について受けようとする登録の区分が第十條第一項の規定による公告に係る登録の区分であるとき、又は当該精紡機の登録の区分を当該公告に係る登録の区分に変更するとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録又は変更登録をすべき精紡機の錘の数の合計が第十條第一項の規定により公告した精紡機の錘の数をこえるときは、公正な方法でくじを行ない、当該登録又は変更登録をすべき精紡機を定めなければならない。

3 第一項第一号に規定する第十五條第二項の規定による届出に係る過剰精紡機の錘の数の計算の方法は、第七條第二項の通商産業省令で定めるところによる。

第十三條 通商産業大臣は、一の登録の区分に係る糸の製造の能力が著しく不足し、若しくは不足する

おそれがあると認める場合であつて、第十條第一項の規定による公告をした場合において前條第一項の規定により登録若しくは変更登録をした精紡機の錘の数の合計が第十條第一項の規定により公告した精紡機の錘の数の範囲内であるとき、若しくは過剰精紡機がないとき、又は別表第三第一号に掲げる登録の区分に係る生地の加工の能力が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、当該登録の区分に係る糸又は生地の需給状況及び当該登録の区分に係る第三條の登録を受けた精紡機又は幅出機の錘の数又は働き長さに基づき、当該登録の区分について、同条の登録を受けることができる精紡機又は幅出機の錘の数又は働き長さを定め、これを公告しなければならない。

2 第十條第二項、第十一條並びに前條第一項及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十四條 第三條の登録を受けた精紡機又は幅出機を譲り受け、又は借り受けた者は、その精紡機又は幅出機について同条の登録を受けた者の地位を承継する。

2 第三條の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた精紡機又は幅出機についてその者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第三條の登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十五條 第三條の登録を受けた者は、第六條第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 第三條の登録を受けた者は、その登録を受けた精紡機又は幅出機が滅失したときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十六條 通商産業大臣は、第三條の規定に違反して設置された精紡機又は幅出機の所有者又は占有者に対し、当該精紡機又は幅出機を撤去すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第三條の登録を受けた者が第五條の規定に違反したときは、その者が当該精紡機若しくは幅出機について受けた第三條の登録を取り消し、又は期間を定めて当該精紡機若しくは幅出機を糸の製造若しくは生地の加工の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定により第三條の登録を取り消したときは、その者に対し、当該精紡機又は幅出機を撤去すべきことを命ずることができる。

4 通商産業大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第三章 精紡機の使用の停止 (共同行為の指示)

第十七條 通商産業大臣は、この法律の施行の際現に旧繊維工業設備臨時措置法第二條第一項の登録を受けている精紡機の錘の数が昭和四十三年度における繊維製品の需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき精紡機の錘の数に比し過大であるため、精紡機の廃棄を促進しなれば繊維工業の合理化に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、この法律の施行の際現に同項の登録を受けている精紡機の錘の数及び昭和三十一年度における繊維製品の需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき精紡機の錘の数を基準とし、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌して、糸の製造の用に供することを停止すべき精紡機の錘の数を定め、精紡機を糸の製造の用に供している者に対し、その精紡機を糸の製造の用に供することを停止すること(以下「使用の停止」という。)に関する共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、この法律の施行の際現に旧繊維工業設備臨時措置法第二條第一項の登録を受けている精紡機について同法第三條第一項の規定による登録の区分により行なう。

3 第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為

第九部 商工委員会議録第二十七号 昭和三十一年五月十四日【参議院】

の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の期間及び内容)

第十八条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、三年以内とし、かつ、その期間の満了の日がこの法律の施行の日から三年を経過する日以前となるものでなければならぬ。

2 前条第三項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 前条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。
- 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 三 不当に差別的なものでないこと。
- 四 当該共同行為の指示を受けた者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(共同行為の指示の変更等)
第十九条 通商産業大臣は、第十七条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)
第二十条 第十七条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、使用の停止に係る精紡機の登録番号その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大

臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
(使用停止命令等)
第二十一条 通商産業大臣は、第十七条第一項の規定により使用の停止に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合であつて、当該指示に係る者の二分の一以上がその共同行為を実施しており、かつ、その共同行為を実施している者の当該指示に係る精紡機の数の当該指示に係る精紡機の数の三分の二をこえている場合において、その共同行為をもつてしては同項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る精紡機を糸の製造の用に供している者に対し、その者の当該指示に係る精紡機のうち当該指示の内容を参照して通商産業大臣が指定するもの(その共同行為を実施している者にあつては、前条の規定による届出に係るもの)について、通商産業省令で、当該精紡機を糸の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、その命令に係る精紡機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該精紡機を糸の製造の用に供してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
(命令の変更又は取消し)

第二十二條 通商産業大臣は、前条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第二十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十七条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)
第二十四条 通商産業大臣は、第十七条第一項の規定による指示をし、又は第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十九条若しくは第二十二條の規定による処分をしたとき、又は第二十条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(登録の取消し等)
第二十五条 通商産業大臣は、第三条の登録を受けた者が第二十一条第一項の規定による命令に違反したときは、その者が当該精紡機について受けた第三条の登録を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、第三条の登録を受けた者が第二十一条第二項の規定に違反したときは、その者が当該精紡機について受けた第三条の登録を取り消すことができる。

2 審議会は、この法律の実施に伴い繊維機械工業その他の関連事業が受ける影響に対処するための措置について、通商産業大臣に建議することができる。

(組織)
第二十九条 審議会は、委員五十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び繊維工業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)
第三十一条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

(勤務)
第三十二条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)
第三十三条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)
第三十四条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で

定める。

第五章 雑則

(繊維工業設備台帳)

第三十五条 繊維工業設備台帳は、通商産業省に備える。

(繊維工業設備台帳への記載)

第三十六条 第七條第二項、第十二條第一項(第十三條第二項)において準用する場合を含む。又は附則第五條第一項の登録は、繊維工業設備台帳に第六條第一号から第四号までに掲げる事項、登録の年月日及び当該精紡機又は幅出機について定める登録番号を記載することによつて行なう。

第九條第一項又は第十二條第一項の変更登録は、登録の区分及び登録番号について繊維工業設備台帳の記載を変更し、繊維工業設備台帳に変更登録の年月日を記載することによつて行なう。

通商産業大臣は、第十四條第三項又は第十五條第一項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しななければならない。

通商産業大臣は、第十五條第二項の規定による届出があつたとき、又は第十六條第二項若しくは第二十五條第一項若しくは第二項の規定により第三條の登録を取り消したときは、当該精紡機又は幅出機の登録を消除しななければならない。

通商産業大臣は、第二十一條第一項の規定により精紡機を糸の製造の用に供することを停止すべきことを命じたときは、繊維工業設備台帳にその旨を記載しななければならない。

ならない。

通商産業大臣は、第二十二條の規定による処分をしたときは、前項の規定による記載を消除しななければならない。

前二項に定めるもののほか、第二十一條第一項の規定による命令又は同條第二項ただし書の許可に係る記載に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(繊維工業設備台帳の謄本等)

第三十七條 何人も、通商産業大臣に対し、繊維工業設備台帳の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録標識)

第三十八條 通商産業大臣は、第七條第一項、第十二條第一項(第十三條第二項)において準用する場合を含む。若しくは附則第五條第一項の登録又は第九條第一項若しくは第十二條第一項の変更登録をしたときは、その登録又は変更登録を受けた者に対し、当該精紡機又は幅出機に取り付けるべき通商産業省令で定める標識を交付する。

第三條の登録を受けた者は、その登録を受けた精紡機若しくは幅出機が滅失したとき、又は第十六條第二項若しくは第二十五條第一項若しくは第二項の規定により第三條の登録が取り消されたときは、遅滞なく、当該精紡機又は幅出機に係る前項の標識を通商大臣に返納しななければならない。

第三十九條 通商産業大臣は、第二十一條第一項の規定による命令をしたときは、その命令に係る精紡機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

前項の規定により同項の標識の取り付けを受けた者又はその標識を取り付けてある精紡機を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該精紡機に係る第二十一條第一項の規定による命令がその効力を有する間は、その標識を取り付けなければならない。

通商産業大臣は、第二十二條の規定による処分をしたときは、当該精紡機に取り付けてある第一項の標識を取りはずさなければならない。

前三項に定めるもののほか、第二十一條第一項の規定による命令又は同條第二項ただし書の許可に係る第一項の標識に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(勧告)

第四十條 通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出すべき特定の糸又は生地が供給が著しく均衡を失つたことにより、当該仕向地に輸出すべき当該糸又は生地が販売価格が著しく低下しており、このような状態が継続することは、当該仕向地に輸出すべき当該糸又は生地の

正常な輸出の発展を著しく阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、第三條の登録を受けた精紡機又は幅出機を設置している者に対し、当該仕向地に輸出すべき当該糸又は生地の出荷数量又は販売価格その他の事項に關し必要な勧告をすることができる。

行に必要な限度において、第十七條第一項の規定による指示に従い共同行為をしていない者に対し、その共同行為の実施の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、精紡機又は幅出機を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、幅出機、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限りその者の精紡機により製造された糸を取去せることができる。

前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第四十三條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七條第一項の規定による指示に従い共同行為をしていない者に対し、その共同行為の実施の状況に關し報告をさせることができる。

納付しなければならない者

一 第六條の申請書を提出する者

二 第八條の申請書を提出する者

三 第十一條の申請書を提出する者

四 第十三條第二項において準用する第十

金

精紡機

一 一錠につき三円

二 一錠につき三円

三 一錠につき三円

四 一件につき一円に一錠につき

幅出機

一 働き長さ十メートル又はその端数につき千円

二 働き長さ十メートル又はその端数につき六百円

三 働き長さ十メートル又はその端数につき六百円

四 一件につき一円に働き長さ十メ

額

機

機

機

機

<p>一条の申請書を提出する者</p> <p>五 附則第五条第一項の規定により届出をする者</p> <p>六 第十四条第三項又は第十五条第一項の規定により届出をする者</p> <p>七 第三十八条第一項の標識の再交付を受ける者</p> <p>八 繊維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者</p> <p>九 繊維工業設備台帳の閲覧を請求する者</p>	<p>き五円を加算した額</p> <p>一錠につき三元</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一枚につき五百円</p> <p>一枚につき十円</p> <p>一件一回につき十円</p>	<p>トル又はその端数につき千円を加算した額</p> <p>働き長さ十メートル又はその端数につき六百円</p>
--	---	---

(適用除外)

第四十四条 この法律の規定は、
 国、地方公共団体及び私立学校法
 (昭和二十四年法律第二百七十号)
 第三十三条に規定する学校法人には、
 適用しない。

(異議申立ての手續における聴聞)
 第四十五条 通商産業大臣は、この
 法律又はこの法律に基づく命令の
 規定による処分についての異議申
 立てを受理したときは、異議申立
 人に対し、相当な期間において予
 告をした上、公開による聴聞を行
 なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、
 場所及び事案の内容を示さなけれ
 ばならない。

3 聴聞に際しては、異議申立人及
 び利害関係人に対し、その事案に
 ついて証拠を提示し、意見を述べ
 る機会を与えなければならない。

第六章 罰則

第四十六条 第十六条第一項若しく
 は第三項又は第二十五条第三項の
 規定による命令に違反した者は、
 五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十六条第二項、第二
 十一條第一項又は第二十五条第二
 項の規定による命令に違反した者
 は、三十万円以下の罰金に処す
 る。

第四十八条 次の各号の一に該当す
 る者は、三万円以下の罰金に処す
 る。

一 第四十一条の規定による報告
 をせず、又は虚偽の報告をした
 者

二 第四十二条第一項の規定によ
 る検査又は収去を拒み、妨げ、
 又は忌避した者

第四十九条 次の各号の一に該当す
 る者は、一万円以下の罰金に処す
 る。

一 第十四条第三項、第十五条又
 は第二十条の規定による届出を
 せず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十八条第二項の規定に違
 反して標識を返納しなかつた者

三 第三十九条第二項の規定に違
 反して標識を取りはずした者

第五十条 法人の代表者又は法人若
 しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業
 務に関し、前四条の違反行為をし
 たときは、行為者を罰するほか、
 その法人又は人に対して各本条の
 刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
 起算して六月をこえない範囲内
 において政令で定める日から施行す
 る。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施
 行の日から四年を経過した日に、
 その効力を失う。ただし、その時
 までにした行為に対する罰則の適
 用については、この法律は、その
 時以後も、なおその効力を有す
 る。

(繊維工業設備臨時措置法の廃止)

第三条 繊維工業設備臨時措置法
 (以下「旧法」という)は、廃止す
 る。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧
 法第二条第一項の登録を受けてい

る精紡機は、同法別表第四第一
 号、第二号、第三号、第九号及び
 第十号に掲げる登録の区分に係る
 ものにあつては別表第一第一号に
 掲げる登録の区分、同法別表第四
 第六号に掲げる登録の区分に係る
 ものにあつては別表第一第二号に
 掲げる登録の区分、その他のもの
 にあつては同表第三号に掲げる登
 録の区分により第三条の登録を受
 けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第
 二条第二項の登録を受けている織
 物幅出機(ピン式織物幅出機であ
 つて円型のもの及び羽二重ロー
 ルを除く。以下同じ)は、別表第三
 第一号に掲げる登録の区分により
 第三条の登録を受けたものとみな
 す。

証する書面を添附しなければなら
 ない。

3 第十六条第一項の規定は、第一
 項に規定する期間(その期間内に
 同項の規定による届出があつたと
 きは、同項の登録があるまでの
 期間)内は、同項に規定する者に
 は、適用しない。ただし、その者
 が当該精紡機を別表第一第四号に
 掲げる登録の区分に係る糸以外の
 糸の製造の用に供したとき、又は
 当該幅出機を別表第三第二号に掲
 げる登録の区分に係る生地以外の
 生地の加工の用に供したときは、
 この限りでない。

第六条 旧法第二条の繊維工業設備
 台帳のうち精紡機及び織物幅出機
 に係る部分は、第三条の繊維工業
 設備台帳とみなす。

2 旧法第十七条第一項の標識のう
 ち精紡機及び織物幅出機に係るも
 のは、第三十八条第一項の標識と
 みなす。

第七条 旧法によつてした処分、手
 続その他の行為は、この法律中に
 これに相当する規定があるときは
 は、この法律によつてしたものと
 みなす。

第八条 この法律の施行前にした行
 為に対する罰則の適用について
 は、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九条 通商産業省設置法(昭和二
 十七年法律第二百七十五号)の一
 部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「繊維
 工業設備審議会」を「繊維工業設備に

関する重要事項を調査審議すること。
を「繊維工業審議会 繊維

工業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。

別表第一

一 一次に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

イ 組成繊維中における綿以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸

ロ 組成繊維中におけるビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸

ハ 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸

ニ 組成繊維中における綿の混用率がパーセント以上の糸（イに掲げるものを除く。）

ホ 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維、ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸であつて、合成繊維又は酢酸繊維の混用率がパーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）

ヘ 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三パーセント以上の糸（ハに掲げるものを除く。）

ト 組成繊維中における毛の混用率がパーセント以上の糸

（第二号イ及び第三号ロに掲げるものを除く。）

チ 組成繊維中における絹、ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸であつて、絹の混用率が十パーセント以上のもの（第三号イに掲げるものを除く。）

リ 組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻の混用率が十パーセント以上の糸（第三号ハに掲げるものを除く。）

ヌ 第四号に規定する糸

二 一次に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

イ 組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の梳毛式の糸

ロ 前号ニからリまでに掲げる糸

ハ 第四号に規定する糸

三 一次に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

イ 組成繊維中における絹以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸

ロ 組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の紡毛式の糸

ハ 組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻以外の繊維の混用率がパーセント以下の糸

ホ 第四号に規定する糸

る糸以外の糸の製造の用に供すべきもの

別表第二
一 別表第一第一号イからリまで、第二号イ及び第三号イからハまでに掲げる糸並びに第四号に規定する糸の製造の用に供すべきもの

二 別表第一第四号に規定する糸の製造の用に供すべきもの

別表第三
一 一次に掲げる生地加工の用に供すべきもの

イ 織物

ロ 糸を使用して製造した生地であつて織物以外のもの、不織布及びフェルト

二 前号ロに掲げる生地加工の用に供すべきもの

五月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

規模な拡大をすることが、急速に第一項第四号に掲げる事態を生じさせ、又は現に生じている同号に掲げる事態を悪化させ、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるときは、期間を定めて、当該中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約（以下「特殊契約」という。）を締結することができる。

一 全国及びその地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 その地区内において資格事業を営む中小企業者の三分の二以上が組合員となつていること。

第二十八条の見出し中「の認可」を削る。

第二十九条の見出しを削る。

第三十条の見出しを削り、同条の次に次の三条を加える。

（特殊契約）
第三十条の二 第十七条第五項の特

殊契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る特殊契約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条第五項に掲げる事態を放置するときは国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合に締結するものであること。

二 第十七条第五項に掲げる事態に対処してその商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者が経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうため必要な最少限度をこえないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第一項の特殊契約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条第一項各号（合理化事業に係る調整規程については、同項第三号又は第四号。以下第九十条第四項において同じ。）」とあるのは、「第三十条の二第二項各号」と読み替へるものとする。

第三十条の三 中小企業者以外の者は、第十七条第五項各号に掲げる要件を備える商工組合の代表者（その商工組合が会員となつてい

る商工組合連合会の代表者を含む。）が、政令で定めるところにより、同項の特殊契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

2 商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第三十条の四 前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は特殊契約の内容につき協議がととのわないうきは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することができ、

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行なうものとする。

3 主務大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 主務大臣は、第二項のあつせん又は調停を行なうとするときは、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第三十三条中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第三十条まで」を「第三十条の四まで」に、「第二十八条第一項」を「同条第五項中「商工組合」とあるのは「商工組合連合会(第十七条第五項の事業を行なうべきことを定款に定めていない商工組合のみを会員とするものに限る。）」と、同項第一号中「全国及びその地区内」であるのは「全国(商店街組合を会員とする商工組合連合会にあつては、全国及びその商工組合連合会の地区内)」と、同項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と、第二十八条第一項に改める。

第七十六條に次の一項を加える。
2 安定審議会の専門委員は、当該

昭和三十九年五月十九日印刷

専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとす。

第八十一条第二項中「第三十条」の下に「又は第三十条の四第二項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）」を、「勧告」の下に「又はあつせん若しくは調停」を加える。

第八十二条中「組合協約」の下に「及び特殊契約」を加える。

第八十三条に次の一項を加える。
2 専門の事項を調査させるため、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。))に、「及び委員を置くことができる。

第八十四条中「中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。))」を「調停審議会」に、「及び委員」を、「委員及び専門委員」に改める。

第八十五条に次の一項を加える。
2 調停審議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとす。

第八十六条中「及び委員」を、「委員及び専門委員」に改める。
第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 調停審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
第八十九条第一項中「総合調整規

昭和三十九年五月二十日発行

程又は」を「総合調整規程」に改め、「組合協約」の下に「又は第三十条の二第一項(第三十三条において準用する場合を含む。))の認可を受けた特殊契約」を加え、同項第二号中「又は」を、「第三十条の二第三項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は」に改め、同条第二項中「又は」は総合調整規程」を、「総合調整規程又は特殊契約」に改める。

第九十条第二項中「若しくは第三十二條」を、「第三十条の二第一項(第三十三条において準用する場合を含む。))若しくは第三十二條」に改め、同条第三項中「又は第三十三條」を、「第三十条の二第三項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十三條」に改め、第三十三條の二第二項(第三十三條)を、「第三十三條の二第二項(第三十三條)又は第三十三條」に改め、同条第四項中「又は組合が第二十八條第一項」を「組合が第二十八條第一項」に、「認めるときは」を「認めるとき、又は組合が第三十条の二第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の認可を受けた特殊契約の内容が第三十条の二第二項各号(第三十三條)において準用する場合を含む。))に適合するものでなくなつたと認めるときは」に、「又は第三十三條」を、「第三十条の二第三項(第三十三條)において準用する場合を含む。))又は第三十三條」に改める。

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十四条第一項中「第三十条」の下に「又は第三十条の四第二項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。))」を、「勧告」の下に「又はあつせん若しくは調停」を加え、同条第三項中「又は勧告」を「勧告又はあつせん若しくは調停」に改める。

第九十条第二項中「若しくは第三十二條」を、「第三十条の二第一項(第三十三条において準用する場合を含む。))若しくは第三十二條」に改め、同条第三項中「又は第三十三條」を、「第三十条の二第三項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十三條」に改め、第三十三條の二第二項(第三十三條)を、「第三十三條の二第二項(第三十三條)又は第三十三條」に改め、同条第四項中「又は組合が第二十八條第一項」を「組合が第二十八條第一項」に、「認めるときは」を「認めるとき、又は組合が第三十条の二第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の認可を受けた特殊契約の内容が第三十条の二第二項各号(第三十三條)において準用する場合を含む。))に適合するものでなくなつたと認めるときは」に、「又は第三十三條」を、「第三十条の二第三項(第三十三條)において準用する場合を含む。))又は第三十三條」に改める。

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「第三十三條において準用する場合を含む。))に掲げる者であつて同項(第三十三條)において準用する場合を含む。))の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項(第三十三條)において準用する場合を含む。))

浴場業環境衛生同業組合内 富樫重太郎
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第二二〇〇号 昭和三十九年四月二十四日受理
中小企業振興に関する請願
請願者 長野県議會議長 風間 和夫

紹介議員 小山邦太郎君
中小企業の健全な成長を阻害している諸条件を除去し、その安定を図るため、早急に左記の措置を講ぜられるよう強く要請するとの請願。
一、中小企業の体質改善に関する設備の近代化、構造の高度化を図るための助長措置の強化。
二、関係金融機関への政府資金わく

理由
わが国経済の高度成長にもかかわらず、多くの中小企業は、過当競争の激化と、金融引き締めにより、大企業との格差をますます増大している。
政府中小企業に対する施策を逐年強化しているが、業界は依然として、わが国経済の高度成長の底流にあえいでいる実情である。

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月七日)
一、繊維工業設備等臨時措置法案

五月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、公衆浴場業に対する特別融資等に関する請願(第二一八九号)
一、中小企業振興に関する請願(第二二〇〇号)

五月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、公衆浴場業に対する特別融資等に関する請願(第二一八九号)
一、中小企業振興に関する請願(第二二〇〇号)

五月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、公衆浴場業に対する特別融資等に関する請願(第二一八九号)
一、中小企業振興に関する請願(第二二〇〇号)

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局